

平成23年度公共事業労務費調査に係る留意点

1. 保険加入状況の確認

「建設産業の再生と発展のための方策 2011」(H23.6.23 国土交通省建設産業戦略会議)を受け、社会保険加入状況等の実態把握のため、本年度より調査項目の追加・変更及び保険料がわかる資料の提示を受けることとします。調査へのご協力をお願いいたします。

・調査項目の追加・変更

- (1) 事業所規模区分の変更
- (2) 企業区分(法人、個人)の追加
- (3) 雇用保険適用事務所番号、健康保険名・適用事務所整理番号、厚生年金保険番号・事業所番号の記入欄の追加

・労務費調査(一次審査)における保険加入確認

- (1) 加入している組合管掌健康保険、全国土木建築国民健康保険組合、その他の国民健康保険組合の保険料がわかる資料の確認を追加

2. 標本の適切な分類

公共事業労務費調査では、一部の職種を除き、「相当程度の技能」等を有する建設労働者を調査対象としていますので、調査対象となった元請及び下請企業は、個々の労働者の技能等を十分に確認し、職種の分類を行ってください。

【参考】技能、免許等が必要と定義されている職種

- (1) 「相当程度の技能」が必要と定義されている職種

特殊作業員、造園工、法面工、とび工、石工、ブロック工、電工、鉄筋工、鉄骨工、塗装工、溶接工、運転手(特殊)、潜かん工、さく岩工、トンネル特殊工、橋りょう特殊工、橋りょう塗装工、山林砂防工、軌道工、型わく工、大工、左官、配管工、はつり工、防水工、板金工、タイル工、サッシ工、屋根ふき工、内装工、ガラス工、建具工、ダクト工、保温工、建築ブロック工、設備機械工

- (2) 「相当程度の技術」が必要と定義されている職種

潜かん世話役、トンネル世話役、橋りょう世話役、土木一般世話役

- (3) 「免許等」が必要と定義されている職種

電工、運転手(特殊)、運転手(一般)、潜水士、交通誘導員 A

- (4) 「普通の技能」が必要と定義されている職種

普通作業員、トンネル作業員

3. 調査対象外の労働者の周知

- 見習・手元等の労働者については、従来どおり、原則として調査対象外になります。
- 過去の調査において、見習・手元等の労働者が、「相当程度の技能」を必要とする職種に含まれる例がみられたため、調査対象となった元請及び下請企業は、個々の労働者の技能を十分に確認し、適切に分類、判断を行ってください。
- 老齢厚生年金（在職老齢年金）及び高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続給付金、高年齢再就職給付金）の受給に伴い、時給、日給又は月給を減額し、日当たり賃金を調整している労働者については、調査対象外とします。
- 調査対象となった元請及び下請企業は、年金等の受給状況及び受給に伴う賃金の調整方法等を十分に確認し、調査対象労働者か否か判断してください。

【参考・注意点】

- (1) 見習・手元等の労働者については、各職種の作業の補助的業務を主に実施した場合には、技能の程度、作業内容に応じて「普通作業員」「軽作業員」「トンネル作業員」に分類してください。
- (2) 老齢厚生年金等の受給に伴い、労働時間数又は労働日数を減らすことで賃金月額を調整し、日当たり賃金を調整していない労働者については、従来どおり調査対象になります。

4. 9月の賃金支払い実態の調査

標本確保のため、10月に調査対象工事に従事せず、9月に従事している38職種の労働者についても、調査の対象となり、9月分の賃金支払い実態を調査しますので、調査のご協力をお願いします。

【参考】9月の調査の対象となる38職種

造園工、法面工、石工、ブロック工、鉄骨工、塗装工、溶接工、潜かん工、潜かん世話役、さく岩工、トンネル特殊工、トンネル作業員、トンネル世話役、橋りょう特殊工、橋りょう塗装工、橋りょう世話役、高級船員、普通船員、潜水土、潜水連絡員、潜水送気員、山林砂防工、軌道工、大工、左官、はつり工、防水工、板金工、タイル工、サッシ工、屋根ふき工、内装工、ガラス工、建具工、ダクト工、保温工、建築ブロック工、設備機械工

調査対象工事に従事した期間の別	調査対象労働者	調査対象月
	51職種に該当する労働者	10月 ※従来から実施
	51職種に該当する労働者	10月 ※従来から実施
	38職種に該当する労働者	9月 ※H22年度から実施

5. 棄却率の改善

平成22年度調査において、約4割の標本が棄却されているため、調査対象となった元請及び下請企業は、次の書類を審査において提示できるよう整理してください。

① 所定労働時間が法定の週40時間以内であることを確認できる書類

・・・就業規則（又は雇用契約書、雇入通知書、労働条件通知書）及び賃金台帳

② 賃金支払いが確認できる書類

・・・銀行の振込領収書又は労働者の受領印等が確認できる書類等

③ 従事した作業内容、就労の実態等が確認できる書類

・・・作業日報及び出勤簿等

【参考】主な棄却理由（平成22年度労務費調査結果）

- ・所定労働時間が法定の週40時間以内であることの確認ができない・・・約44千標本(23%)
- ・調査票への記入事項の根拠となる資料（就業規則、賃金台帳等）がない・・・約22千標本(11%)